

通所介護

リハビリ&フィットネス リサーラ松岡

契約書及び重要事項説明書

公益財団法人 倉石地域振興財団

利用契約書

_____様（以下「利用者」という）と公益財団法人 倉石地域振興財団（以下「事業者」という）は、利用者がリハビリ&フィットネス リサーラ松岡（以下「事業所」という）において、事業者の提供する通所介護サービス（以下「本サービス」という）の利用に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、本サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する本サービスの内容、利用可能日時及び費用等の事項（以下「通所介護計画」という）は、『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。利用者の要介護認定が更新された場合には、本契約も同じ条件で更新されるものとします。

第3条（通所介護計画の決定）

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画（ケアプラン）作成のために必要な支援を行うものとします。

第二章 本サービスの料金等

第4条（本サービス利用料金）

- 1 事業者は、利用者が支払うべき本サービスに要した費用について、利用者が介護保険給付として市区町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という）の限度において、利用者に代わって市区町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は要介護度に応じた本サービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービスの利用料金（以下「利用料金」という）から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとします。
- 3 利用者は、介護保険給付対象外のサービスについては、別に定める料金を支払うものとします。

第5条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 利用者は、利用日の前営業日 17 時までに所定の方法により事業者申し出ることによって、本サービスの利用を中止又は変更、追加をすることができます。
- 2 利用者の無断欠席が続いた場合は、書面で注意・勧告の上、利用料金の実費をお支払いいただくことがあります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からの本サービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用者の希望する日に本サービスの提供ができない場合、当該申し出を断ることがあります。この場合、他の利用可能日を利用者提示するものとします。

第6条（利用料金の変更）

介護給付費体系の変更があった場合、事業者は第4条第1項及び第2項に定める利用料金を変更することができます。

第三章 事業者の義務

第7条（事業者の義務）

- 1 事業者は、本サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の保全に配慮します。
- 2 事業者は、利用者に対する本サービスの提供について記録を作成し、5年間保管するものとし、5年間経過後は、事業者所定の方法により廃棄します。
- 3 事業者は、本サービスの提供にあたって、利用者の病状の急変、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じます。

第8条（守秘義務等）

- 1 事業者及び本サービス従事者又は従業員は、本サービスを提供する上で知りえた利用者又はその家族に関する情報（個人情報を含む）を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- 4 個人情報の利用目的については、別紙1『個人情報の利用目的』に定めるとおりとします。

第四章 利用者の義務

第9条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復すか、事業者が被った費用又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第10条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本サービスの実施にあたり、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条（免責事項）

事業者は、前条の定めにかかわらず、以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時に個人情報、心身の状況及び病歴の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が生じた場合
- (2) 利用者が、本サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が生じた場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した本サービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者の指示に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第六章 休業

第12条（休業）

- 1 事業者は、以下の各号に該当する場合には、施設を休業することがあります。
 - (1) 天災地変、気象及び災害その他やむをえない理由等により会社が営業を行うことが妥当でないと認めたとき
 - (2) 警報・注意報などにより会社が営業を行うことが妥当でないと認めたとき
 - (3) 施設の点検、補修又は改修（リニューアル）をするとき
 - (4) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化その他やむをえない理由が発生したとき
 - (5) 年末年始、その他事業者の都合により事業者が休業を必要と認めるとき
- 2 本条第1項第3号から第5号に定める事由による休業を行う場合、事業者は1ヶ月前までに事業者所定の方法により利用者に告知するものとします。
- 3 本条第1項第1号及び第2号の事由による休業を行う場合、事業者は利用者に事前告知することを要せず、かつ原則として利用者に対し利用料金の返還を行いません。

第七章 契約の終了

第13条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、終了します。

- （1）利用者が死亡した場合
- （2）要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- （3）事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- （4）施設の滅失や重大な毀損により、本サービスの提供が困難になった場合
- （5）事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

第14条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - （1）利用者が入院した場合（長期入院の場合）
 - （2）利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第15条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- （1）本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った場合
- （2）利用料金の支払いを2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払わない場合
- （3）故意又は過失により事業者又は他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい不信行為を行った場合

第八章 その他

第16条（苦情処理）

事業者は、本サービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応します。

第17条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者とは誠意をもって協議します。

重要事項説明書

(令和6年10月1日施行)

1 指定通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	公益財団法人 倉石地域振興財団
代表者氏名	理事長 倉石 和明
所在地	長野県長野市栗田 695
法人設立年月日	平成30年8月13日

2 サービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	リハビリ&フィットネス リサーラ松岡
指定事業所番号	通所介護 長野市 事業所番号 2070107962
事業所所在地	長野県長野市松岡 2-21-7
連絡先 相談担当者名	Tel: 026-400-7001 Fax: 026-400-7002 管理者: 山田 尚季
サービスを提供する対象地域	長野市の一部地域 ※別紙1参照

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	ご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより社会参加の促進およびご家族様の負担軽減を図ることを目的とします。
運営方針	居宅介護支援事業者等と連携しながら、通所介護計画に基づいて機能訓練を行い、ご利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう支援します。 ご利用者やご家族様へ、サービス提供方法などについて懇切丁寧に説明します。 介護技術の進歩に対応し、適切な介護サービスの提供を行います。

(3) 事業所窓口の営業日と営業時間及びサービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日、祝日は休業とする。 12月30日から1月3日を年末年始休業とする。
営業時間	08:30~17:00

サービス提供時間	1 単位目 : 9:15~12:20
提供日	2 単位目 : 13:30~16:35

(4) 事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	介護福祉士	1 名		1 名	サービス管理全般 通所介護計画の作成
生活相談員	介護福祉士	1 名		1 名	通所介護計画の作成 利用の調整
機能訓練 指導員	理学療法士 看護師	1 名	2 名	1 名 2 名 計 3 名	機能訓練等
看護職員	看護師		2 名	2 名	医療・健康管理
介護職員	介護福祉士	2 名 1 名	1 名 1 名	3 名 2 名 計 5 名	機能訓練、送迎等

(5) 同施設の設備の概要

定員	24 名	相談室	1 室
機能訓練室	1 室	事務室	1 室
静養室	1 室	送迎車	5 台

(6) 利用料金表

基本額	通所介護サービスに係る費用	一回当たりの利用料金			
		基本単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本額	要介護 1	416 単位	422 円	844 円	1,265 円
	要介護 2	478 単位	485 円	969 円	1,454 円
	要介護 3	540 単位	548 円	1,095 円	1,643 円
	要介護 4	600 単位	608 円	1,217 円	1,825 円
	要介護 5	663 単位	672 円	1,345 円	2,017 円
	各種加算額	個別機能訓練加算 (I) ロ	76 単位	77 円	154 円
ADL 維持等加算		30 単位	30 円	61 円	91 円
サービス提供体制強化加算 (II)		18 単位	18 円	36 円	54 円
口腔機能向上加算 (II) ※月 2 回		160 単位	324 円	649 円	973 円
科学的介護推進体制加算 ※月 1 回		40 単位	41 円	81 円	122 円
個別機能訓練加算 (II) ※月 1 回		20 単位	21 円	41 円	61 円
口腔・栄養スクリーニング加算 (I) ※6 ヶ月に 1 回		20 単位	21 円	41 円	61 円
口腔・栄養スクリーニング加算 (II) ※6 ヶ月に 1 回	5 単位	5 円	10 円	15 円	

(7) その他の費用について

キャンセル料金等の発生はございません。

3 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、健康チェック、個別機能訓練、集団運動、認知機能低下予防その他必要な介護を行います。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用契約を結んだ上で、介護支援専門員の居宅サービス計画に基づき、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの利用料のお支払方法

1ヶ月のご利用料金は、月末に締め請求いたします。翌月20日に銀行又は郵便局より自動引落でお支払いただきます。

(3) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに担当の介護支援専門員又は事業所までお申し出ください。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合・・・入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合・・・非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合・・・死亡日の翌日

④その他

事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

(4) サービス提供の記録

①本サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(5) その他

送迎については、交通事情・天候により、時間が前後する可能性があります。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

緊急連絡先①	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
緊急連絡先②	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
主治医	病院又は診療所名	
	医師名	
	住所	
	電話番号	

6 事故発生時の対応方法について

利用者に対する本サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7 非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者：防火責任者（管理者 町田 幸城）

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：(毎年2回 5月・11月予定)

8 衛生管理等

- (1) 本サービスの用に供する施設、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 本サービスにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について（別紙2）

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 苦情解決体制を整備しています。

- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

11 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

12 その他

当事業所はサービスの第三者評価を実施しておりません。

この契約を証するため、本契約書及び重要事項説明書を2通作成し、利用者と事業者が記名の上、各1通ずつを保有します。

本サービスの提供開始にあたり、説明者は利用者に対して本契約書及び重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明し同意を得、交付しました。

事業者	住所	長野県長野市栗田695 公益財団法人 倉石地域振興財団 理事長 倉石 和明
		リハビリ&フィットネス リサーラ松岡 管理者 山田 尚季
説明者		リハビリ&フィットネス リサーラ松岡 氏名 _____

私は、事業者より本契約と重要事項説明書について説明を受け、サービスの提供開始に同意、署名をし交付を受けました。

利用者

〈住所〉

〈氏名〉

家族（代理人）

〈住所〉

〈氏名〉

続柄（ ）

令和 年 月 日